

# USPTOのAIエージェント「Class ACT」と商標分類自動化が知財戦略に与える影響

## Executive Summary

米国の商標実務では、出願が審査官に回付される前段階で、(i) 国際分類（Nice分類に基づくクラス付与）、(ii) ロゴ等の図形要素を検索可能にする「Design search codes（図形分類コード）」、(iii) 文字・発音揺れ等を検索に寄与させる「Pseudo marks（擬似マーク）」などの“検索可能化のためのコーディング”が重要な前処理として存在します。これらは歴史的にプレ審査部門が担い、審査官や公衆の検索性を高める一方、出願急増時にはボトルネックになりうることでUSPTO自身により示されています。<sup>1</sup>

この前処理を“エージェント化（agentic化）”する形で、USPTOはAIエージェント「Class ACT（Trademark Classification Agentic Codification Tool）」を発表しました。USPTOの説明では、Class ACTは**未分類出願に国際分類を付与し、Design search codesとPseudo marksを即時に割り当て、従来“数か月”要し得た分類準備を「5か月→5分（場合によって5秒）」級に短縮するとされています**。AIの結果は高い精度で即時に提示される一方、**人によるレビュー工程を残すことも明言されています**。<sup>2</sup>

実務・戦略面の要点は次のとおりです。

第一に、**審査着手前の“検索可能化”が速くなる**ことは、審査側だけでなく、企業のクリアランス（先行調査）、ウォッチ（監視）、エンフォースメント（権利行使）にも波及します。Design search codesは現行のUSPTO検索システムでは（少なくとも従来）逆画像検索を前提とせず、図形要素の検索に不可欠と位置づけられており、ここが高速化される効果は大きいです。<sup>3</sup>

第二に、影響は“単なる効率化”に留まりません。検索可能化が早まり、かつ付与される検索補助情報（design/pseudo）が増えるほど、**審査・クリアランスの「想起（Recall）」が上がり、衝突検出が早期化**します。これは短期的には拒絶（特に類似）や補正要求の顕在化を増やし得ますが、中長期的にはレジスターの健全性（ノイズ低減）と予測可能性を改善する方向に働きます（ただし、誤分類や過剰コーディングが検索ノイズを増やすリスクもある）。<sup>4</sup>

第三に、**企業の出願設計は「クラス設計」から「検索可能化設計（機械可読化）」へ重心が移動**します。2025年のUSPTO手数料改定では、ID Manual外の自由記載（free-form）に追加料金が設定され、出願時点での記載品質・完全性を促す設計になっています。Class ACTにより前処理が高速化されても、記載品質を軽視するとサーチチャージや審査負担（＝OA発行）を招き得るため、「AIで楽になる」ほど**文章の統制（語彙・粒度・構造）が競争力**になります。<sup>5</sup>

第四に、日本（JPO）との比較では、JPOは類否判断の実務で「類似商品・役務審査基準」および「類似群コード」を運用し、同一類似群コードは“原則類似”という強い実務上の意味を持ち得ます。したがって、JPOで同種の自動化を行う場合、誤割当の法的・実務的影響は米国より大きくなり得ます。<sup>6</sup>

不明点（前提）の明示：本レポートは、公開一次資料に基づき分析しますが、**Class ACTのモデル種類（LLMか、ルール+MLか、RAG構成か等）、学習データ、評価指標（Precision/Recall、クラス別誤り率、ヒューマンレビューでの差し戻し率等）は公開されていません**。従って、技術的説明の一部は「公開情報から合理的に推定」し、推定箇所は明確にラベル付けします。<sup>7</sup>

## Class ACTの機能と技術的仕組み

Class ACTはUSPTOが「first-of-its-kind AI agent」と呼ぶ、プレ審査工程の特定タスクに特化した“タスク指向エージェント”です。公表情報上の中心機能は、(1) 未分類出願への国際分類付与、(2) Design search codes付与、(3) Pseudo marks付与、の3点で、これにより審査官・実務家の検索が強化され、前処理時間が大幅短縮されると説明されています。<sup>8</sup>

### エージェント性の定義（実務上の理解）

USPTOは“agentic”という表現を用いていますが、公開情報から実務的に重要なのは「チャットボット」ではなく、**定義された入力（出願データ）に対して、定義された出力（クラス・コード・擬似マーク）を生成し、下流の業務システムに反映するタイプ**である点です。これはAI研究の文脈でいう、外部知識やツールを介して“行為（Act）”を行う枠組み（例：ReAct、Toolformer、RAG）と親和的です。<sup>9</sup>

ただし、Class ACTが上記研究のどれを採用しているかは公表されていません。よって本レポートでは、「**エージェント性＝（a）タスク分解された前処理を自動実行し、（b）構造化出力を返し、（c）人のレビューと業務システム統合を前提にする**」という業務定義に置き換えて議論します。<sup>10</sup>

### ワークフロー（従来→Class ACT導入後）

USPTOの公式資料から読み取れる従来像は、Design search codesとPseudo marksが「**出願が審査官に割り当てられる前**」に**プレ審査部門**で付与され、必要に応じて後で審査官が修正する、という形です。<sup>11</sup> Class ACTはこのプレ審査の“検索可能化コーディング”を自動化し、情報は人がレビューするが、審査官と公衆にほぼ即時利用可能になる、とされます。<sup>2</sup>

flowchart LR

subgraph 従来プロセス

A[出願受理] --> B[方式チェック]

B --> C[プレ審査でコーディング<br/>国際分類 / Design search codes / Pseudo marks]

C --> D[審査官へ回付・配付]

D --> E[実体審査<br/>OA/公告/拒絶等]

end

subgraph Class\_ACT導入後プロセス

A2[出願受理] --> B2[方式チェック]

B2 --> C2[Class ACTが自動コーディング]

C2 --> H2[人手レビュー・修正]

H2 --> D2[審査官へ回付・配付]

D2 --> E2[実体審査<br/>OA/公告/拒絶等]

end

（補足）Design search codesは、図形要素を検索するための6桁コードで、カテゴリ・ディビジョン・セクションの階層構造と説明されています。<sup>12</sup>

Pseudo markは、発音等価な別綴り等を検索補助としてDBに登録する概念です。<sup>13</sup>

### データ・モデル（公開情報ベース+推定）

公開情報として確実に言えることは、Class ACTが国際分類・design codes・pseudo marksという「既存の規則体系／コード体系」にマッピングする仕組みである点です。国際分類は国際合意（Nice分類、45クラ

ス)に基づき、USPTOもクラスが料金算定や検索支援に用いられることを明確にしています。<sup>14</sup>  
Design search codesはウィーン分類体系 (Vienna Agreementに基づく図形要素分類) との関係に触れつつ、USPTO独自のシステムで運用されると説明されています。<sup>15</sup>

**推定（不確実性あり）**：実装上は、(i) 出願の指定商品役務文言、(ii) 出願画像（ロゴ等）の視覚的特徴、(iii) 既存のID ManualやDesign Code Manual等の参照情報、(iv) 過去の付与実績、を組み合わせたマルチモーダル／テキスト分類問題になり得ます。これをLLMエージェントで行う典型構成は、RAG（規則・マニュアル・過去例を検索して根拠を取得）＋生成（候補コードを提案）＋ルール検証（許容範囲・整合性チェック）＋レビューフロー、です。RAGやツール利用型LMは“幻覚（hallucination）”を軽減しつつ根拠に基づく出力を行う枠組みとして知られますが、Class ACTがその通りとは断定できません。<sup>16</sup>

## 精度・限界（公表範囲）

USPTOは「高い精度レベルで即時に情報提供」しつつ「人間がレビューする」と述べていますが、精度指標（例：クラス正解率、コード正解率、差し戻し率）や誤りの類型は公開されていません。<sup>2</sup>  
一方、同じく商標分野で予定されているAI支援（商標の記述文・色彩主張の提案）についてUSPTO資料は「AIは見落としや、存在しない内容を作る可能性があるので注意してレビューせよ」という趣旨の注意書きを含んでいます。このメッセージは、Class ACTを含む“生成AI要素を含む業務支援”全般に共通する限界認識として扱うのが実務的です。<sup>17</sup>

また、Design search codesやPseudo marks自体は登録証に反映されず、登録の範囲に影響しない“行政的事項”とUSPTOは明確化しています。したがって、誤割当は主に「検索・審査効率・早期衝突検出」に影響し、法的保護範囲そのものを直接変えるものではない、という整理が妥当です（ただし、審査での類否判断や補正誘導に間接影響は起こりうる）。<sup>18</sup>

## 審査フローへの影響とJPO比較

### USPTO側：ボトルネックの位置が“プレ審査コーディング”に見える化

Class ACTの発表文は、ロゴ・図形・非標準綴り・国際分類なし等の出願は検索が難しく、従来はUSPTO職員がdesign codesやpseudo marks、国際分類を付与して検索可能化してきたが、出願急増によりこの工程が「数か月」かかり顧客と審査に影響した、と説明します。<sup>19</sup>  
この記述は、審査官が実体判断を開始する前の“流入口（queue）”で滞留が起き得ることをUSPTOが認めた形であり、Class ACTはここを直接狙っています。<sup>2</sup>

さらに、Design search codesとPseudo marksが元来プレ審査で付与されることはOfficial Gazette掲載の制度説明でも裏づけられます。<sup>18</sup>

したがって、審査フロー上の効果は、単純化すると「審査官の作業が楽になる」よりも先に、**審査官の机に載るまでの“準備完了状態”が早くなる**ことにあります。<sup>20</sup>

### JPO側：類似群コード運用が与える示唆（誤割当の重みが違う）

JPOは、Nice分類に基づく区分（クラス）に加え、審査実務では「類似群コード」を用いて類似範囲を整理します。公開説明では、**同一類似群コードの商品・役務は原則として類似とされます**。<sup>21</sup>  
この点は、米国のdesign codes/pseudo marksが「検索補助」「行政事項」であると明示されるのと対照的で、JPOにおける“分類・コード付与”は、**審査（特に類否判断）により直接的に結びつきやすい**構造にあります。<sup>22</sup>

また、JPOは区分解釈の改訂（Nice Classification 12-2024の反映等）をガイドラインとして公開しており、運用更新が継続的に起こることが示されています。<sup>23</sup>

従って、JPOが同種の自動化を導入する場合、(i) 類似群コードの誤割当、(ii) 改訂反映の遅れ、(iii) 例外処理（原則類似だが非類似など）の扱い、がリスクの中心になります。

## 審査期間（ペンデンス）指標の比較：管理の仕方が異なる

米国では、商標の「First action pendency」や「Total pendency」をUSPTOがダッシュボード等で定義し、年度目標も示しています。<sup>24</sup>

一方、日本では、JPOが「審査未着手案件の着手見通し」を定期公表し、早期審査の活用も促しています。<sup>25</sup>

さらに政府文書では、商標の一次審査通知までの平均期間目標を「5.5～7.5か月」、権利化まで「7～9か月」と設定しています。<sup>26</sup>

この差は、「滞留がどこにあるか」の可視化方法の違いでもあり、Class ACTのようなプレ審査自動化は、日本でも“審査着手前滞留（未着手）”データと結びつけてKPI設計するのが合理的です。<sup>27</sup>

## 出願行動と市場への影響

### 過去データ：出願量の変動と、滞留（inventory）・ペンデンスの相関

USPTO側は、商標出願急増がペンデンス悪化を招いたことを複数の公式・準公式資料で示しています。TPAC年次報告では、FY2021に新規商標出願クラスが943,928（前年比+27.9%）と突出し、その後FY2022～FY2024で水準調整が起こったことが表で示されています。<sup>28</sup>

同報告は、FY2023末のFirst-action pendencyが8.5か月、FY2024末が7.5か月に改善したとし、ペンデンス削減策（IT支援増強、OA基準のシフト、生産性インセンティブ等）にも触れます。<sup>29</sup>

商標未審査在庫（unexamined application inventory）についても、USPTO資料は長期ターゲットレンジ（例：30万～35万クラス）と、直近の在庫水準を図示しています。<sup>30</sup>

また、FY2025にはFirst action pendency 5.6か月、Total pendency 11.7か月、未審査在庫が期中に9万クラス超減少したというUSPTO公式発信もあります。<sup>31</sup>

FY2026に入ってから推移も、USPTO資料ではFirst actionが4.48か月前後、Totalが10か月前後まで低下している様子が示されています。<sup>32</sup>

### 定量推定：Class ACTが“全体平均”に与える影響の考え方（シナリオ）

USPTOの説明に基づけば、Class ACTは「未分類出願」等の前処理に時間がかかる案件を対象に、国際分類・design codes・pseudo marksを即時付与し、かつ人がレビューしながらも“ほぼ即時に利用可能”にすることで、「数か月」単位の滞留を解消する狙いです。<sup>2</sup>

ただし、どれだけの割合の出願が“未分類（あるいはコーディング困難）”で、従来どれだけ滞留していたかは公開されていません。したがって、ここでは平均First action pendencyへの寄与を次の形で示します。

- ・影響（概算）＝ p（対象案件比率）× d（従来の前処理遅延月数）
- ・USPTOは最大級の例として「5か月→5分（5秒）」を挙げています。<sup>33</sup>

#### 例（仮定）

- p=10%、d=3か月 → 平均0.3か月短縮
- p=20%、d=3か月 → 平均0.6か月短縮
- p=20%、d=5か月 → 平均1.0か月短縮

このレンジは、FY2024末7.5か月→FY2025の5.6か月→FY2026の4.5か月前後という改善の一部としては整合し得ますが、同期間にはペンディング削減計画、制度変更、要員、IT刷新等も作用しているため、**改善をClass ACT単独の因果としては扱えません。**<sup>34</sup>

## 拒絶率・ノイズ（質）への波及：2つの逆方向の力学

1つ目の力学は「衝突検出の早期化」です。Design search codesとPseudo marksは、類似検索（likelihood of confusion）に資する情報として整備されてきました。<sup>35</sup>

Class ACTがこれを迅速に付与し、しかも公衆への可視化が早まれば、企業の事前調査・第三者からの抗議情報（Letter of Protest等）の提出、審査官の検索の深度が上がる可能性があります（ただし、公開データがないため増減の断定は不可）。<sup>36</sup>

2つ目の力学は「検索ノイズの増加リスク」です。Design/pseudoの“過剰付与”や“誤付与”が増えると、検索の想起は上がっても精度が下がり、クリアランスのコストが上がる可能性があります。USPTOが「人のレビュー」を残すのは、このトレードオフの吸収策と理解できます。<sup>37</sup>

加えて、USPTOが別途検討しているAI支援（記述文・色彩主張）で明示している「AIは見落としや作話があり得る」という注意は、まさにこの問題を前提にしています。<sup>38</sup>

## 企業の知財戦略への示唆

Class ACTの本質は、審査の“判断”をAIに委ねることではなく、判断の前提となる「検索可能な表現（機械可読な付帯情報）」を高速生成し、流通させる点にあります。<sup>20</sup>

この変化は、企業の商標戦略を次の4方向に押し上げます。

### 三層ポートフォリオ（コア／隣接／オプション）への再編

米国では区分ごとに費用が発生し、審査も区分単位で行われるため、USPTO自身も“出願量はクラス数で測る”と整理しています。<sup>39</sup>

料金体系も、ID Manual準拠のBaseを基本としつつ、自由記載・不完全情報等にサーチャージを設けることで、出願の“整形度”に価格シグナルを付けています。<sup>40</sup>

この環境では、商標を次の三層に分ける設計が実務的です。

flowchart TB

L1["Layer 1: コア防衛<br/>売上・主力製品/サービス直結<br/>最優先で出願・更新・監視"] --> L2

L2["Layer 2: 隣接拡張<br/>1~2年で参入確度が高い領域<br/>区分追加と指定商品役務の粒度設計で競争優位"] --> L3

L3["Layer 3: オプション<br/>探索段階・将来可能性の領域<br/>出願より監視・標準化（表現統制）・証拠構築を重視"]

Class ACTにより検索可能化が早まるほど、Layer 3で“とりあえず出願”をしてレジスターを埋める戦略は、検索の目が早期に入る分、拒絶・異議・無効等の摩擦コストを早く支払うことになり得ます。逆に、Layer 1~2では、競合・模倣出願の検出が早まり、プロアクティブな対応の価値が上がります。<sup>41</sup>

### クラス拡張は“範囲”ではなく“検索経路”の設計問題になる

商標権の実体的範囲は指定商品役務の文言に依存し、クラス番号自体は行政的整理・料金算定の色合いが強い一方、実務上は検索・審査の入口として機能します。USPTOもクラスが検索支援・料金算定に使われることを明示しています。<sup>42</sup>

Class ACTがdesign/pseudoを強化すると、「どのクラスに出すか」だけでなく、「どの検索フィールドに掛かるか（design/pseudo/翻訳等）」が重要になります。たとえば、ロゴ主体ブランドや造語ブランドは、design/pseudoの付与によって第三者検索の網に早く掛かるため、“拒絶されにくい識別性設計”と“先行調査の精度アップ”が必須になります。<sup>43</sup>

## AIの逆利用：出願前に「審査官が見る検索軸」を先回りする

Class ACTが付与するdesign/pseudoを前提にすると、企業側は出願前に次を行う価値が高まります。

- ロゴ案を、design search codesのカテゴリ観点で分解し、同領域の先行商標の密度を評価（逆画像検索が前提でない限り、design code/テキスト記述検索が基礎）。<sup>3</sup>
- 造語・崩し綴りの候補について、Pseudo markに近い“音韻・綴り揺れ集合”を生成し、その集合での衝突検索を標準化。Pseudo markが検索補助であることはUSPTO資料が説明しています。<sup>13</sup>
- ID Manual準拠の記載を可能な限り採用し、free-formを使う場合は追加料金と審査摩擦（補正要求）を見込んで分割出願・記載粒度を設計（2025年 fee rule）。<sup>44</sup>

## 統合特許・商標戦略：IP部門の“AI前提オペレーション”へ

USPTO長官の議会証言等では、特許側でもAI検索支援を推進する旨が語られており、USPTO全体が“審査官のためのエージェント群”を志向していることが示唆されます。<sup>45</sup>

企業側は、特許・商標を別ラインで運用するより、(i) 類似検索基盤、(ii) 権利化スケジュールと製品ロードマップの連動、(iii) 生成AI利用のガバナンス（証拠・説明可能性）、を共通化したほうが投資効率が高い局面が増えます。<sup>46</sup>

## リスクと法的・ガバナンス課題

Class ACTは前処理の“行政的事項”を中心に扱うため、誤りが直ちに登録範囲を変えるわけではない、という安全弁があります。<sup>11</sup>

しかし、リスクは「権利範囲」ではなく、(a) 検索・審査の入口、(b) 係争予防、(c) 市場での意思決定速度に現れます。ここではNIST AI RMF等の枠組み（透明性、説明責任、バイアス、堅牢性）を参照しつつ、実務的な論点に落とします。<sup>47</sup>

## 誤分類・誤コーディングの実害：3つの層

1. **審査遅延・OA誘発**：国際分類の誤りや不整合は、複数クラス要件への対応（追加費用、補正）が必要となり得ます（OAでクラス追加や再分類を求める典型文言が実際に存在）。<sup>48</sup>
2. **検索ノイズ**：design/pseudoが過剰付与されると、クリアランスでの偽陽性（検討対象が増える）が増え、調査費用が上がります。<sup>49</sup>
3. **市場影響**：検索可能化が早すぎると、出願戦略の“試行錯誤”が早期に露出し、第三者の反応（抗議・異議等）を招きやすくなります（ただしこれは抑止効果でもある）。<sup>50</sup>

## 説明責任・透明性：何を開示すべきか

USPTOは「人がレビューする」と明言しており、ここが説明責任の帰属点になります。<sup>2</sup>

一方、モデルやデータの詳細が非公開である以上、外部利害関係者にとって重要なのは、(i) どの工程がAIで、どこが人手か、(ii) 誤り訂正の手続（修正依頼の導線）、(iii) 誤りの統計（差し戻し率など）です。

この点で参考になるのが、米国政府全体のAIガバナンス指針です。NIST AI RMFは透明性・信頼性を含むリスク管理の考え方を提示し、OMBのAI利用指針は、権利・安全に影響し得るAI利用についてリスク管理と透明性措置を求めています。<sup>51</sup>

Class ACTは「権利に直接影響する最終判断」ではないとしても、商標制度は市場参入や表現の自由にも波及するため、「誤りの訂正可能性」と「監査可能性」が信頼の鍵です。<sup>46</sup>

## データバイアス：出願行動の偏りが学習結果に反映される

design/pseudo/classificationは、過去の付与実績が大きな教師信号になり得ます。すると、(i) 大企業・特定業界の出願表現、(ii) 英語中心の表現慣行、(iii) 特定の図形表現（流行）に引っ張られ、ニッチな商品役務や新規領域で誤りが出やすい、という構造的リスクがあります（一般論だがNISTが注意する“文脈依存リスク”に該当）。<sup>52</sup>

またUSPTO資料は、今後も複数のAI商標ツールを計画していると述べており、機能が拡張されるほど、バイアスや誤りの影響範囲が広がります。<sup>53</sup>

## 国際調和：Nice/Vienna/Madridとの接続点

国際分類（Nice）や図形要素分類（Vienna）は国際的な相互運用の基盤であり、各国が共通分類を使う意義は、国際的な検索・文書交換での再分類コストを下げる点にあります。<sup>54</sup>

Class ACTが“未分類出願”を対象に国際分類を即時付与することは、米国内の効率化だけでなく、マドリッド等の国際出願や他庁のデータ利用者にとっても機械可読性を上げます。<sup>55</sup>

反面、分類・コードの付与ロジックが米国独自（design codeはUSPTO独自体系）である点は、国際調和の限界でもあります。<sup>15</sup>

## 実務チェックリストと導入ロードマップ

### 企業向けチェックリスト（USPTO対応を前提）

下記は、Class ACT時代に“実務で失点しやすい場所”を工程別に整理したものです（チェック項目は最小限に留め、運用で使える粒度にしています）。

工程	チェック観点	実務上の狙い
ネーミング/ ロゴ検討	造語・崩し綴りの“発音揺れ集合”を作る（pseudo想定） ／図形要素をdesignカテゴリで分解	早期の衝突検出（検索軸を先回り）
先行調査	テキストだけでなくdesignコード軸でも探索（現行は逆画像検索前提でない）	図形類似リスクの取りこぼし低減
出願設計	ID Manual準拠を優先、free-formはサーチャージと分割出願を検討	2025 fee rule下での費用最適化とOA低減
指定商品役務	1,000文字超過リスク、区分跨ぎの不整合、用語の過広/過狭を点検	無用な補正・費用追加・拒絶を抑制
出願後モニタリング	早期に検索可能化される前提で、公開後すぐにウォッチを走らせる	模倣・便乗の初動を早める

出典：design検索はdesign codesが必要で、逆画像検索は（少なくとも制度説明上）前提でないこと、classが料金・検索に関係すること、2025 fee ruleの追加料金体系、Class ACTがdesign/pseudo/国際分類を即時付与すること。<sup>56</sup>

## JPO導入シナリオ（政策・運用を踏まえた段階設計）

JPOは審査着手見通しの公表や早期審査制度を持ち、一次審査通知までの期間目標も政府文書で設定されています。<sup>57</sup>

ここにClass ACT型の自動化を当てはめる場合、最も効くのは「未着手滞留の解消」と「類似群コード付与・指定商品役務の正規化」です。ただし前述のとおり類似群コードは“原則類似”の意味を持つため、誤りの実害が米国より大きくなり得ます。<sup>58</sup>

よって、JPO導入は「内部支援→半自動→対外支援」の順で段階化するのが安全です。

```
gantt
  dateFormat YYYY-MM
  title 商標分類自動化（JPO想定）段階ロードマップ（例）
  section フェーズ0（0-6か月）
  監査設計・誤り類型定義           :a1, 2026-04, 3m
  ゴールドデータ整備（類似群/区分） :a2, 2026-05, 4m
  section フェーズ1（6-18か月）
  内部ツールとしての半自動付与     :b1, 2026-10, 9m
  人手レビューのKPI運用             :b2, 2026-10, 9m
  section フェーズ2（18-36か月）
  出願人向けガイダンス/入力支援    :c1, 2027-07, 12m
  審査未着手（着手見直し）との統合 :c2, 2027-07, 12m
```

## 推奨アクション短期中期長期

ここでは経営層向け（意思決定）と実務担当向け（実装）を一体で提示します。根拠となる環境変化は、(i) Class ACTによる前処理高速化と早期検索可能化、(ii) FY2021以降の出願量変動とペンディング改善トレンド、(iii) 2025 fee ruleによる記載品質の価格シグナル、です。<sup>59</sup>

### 短期（0～3か月）

- ・商標データの“機械可読性棚卸し”：自社主要ブランドについて、指定商品役務の表現ブレ、区分横断の重複、free-form比率、1,000文字超過リスクを洗い出し、ID Manual準拠率をKPI化します。<sup>60</sup>
- ・クリアランスの検索軸を再設計：文字列検索（同一・類似）+ design code検索+ pseudo想定検索（音韻揺れ）を標準手順に組み込みます。design検索がコード前提である点、pseudoの検索補助性はUSPTO資料が明示します。<sup>61</sup>
- ・ウォッチの前倒し運用：Class ACTにより早期に検索可能化される前提で、出願公開後の監視頻度・初動SLAを見直します。<sup>50</sup>

### 中期（3～12か月）

- ・三層ポートフォリオへ移行：新製品ロードマップと連動し、Layer 2（隣接拡張）の区分戦略を具体化。費用（クラス課金+サーチャージ）と拒絶リスクのバランスを取る意思決定フレームを整備します。<sup>62</sup>
- ・“AI逆利用”の内製ワークフロー：design/pseudo/分類を想定した事前評価を、ツール（社内LLM・検索）と人レビューで回す。USPTO自身が入力レビューを残す以上、企業も“提案→レビュー→確定”が最適です。<sup>63</sup>
- ・ガバナンス整備：AI出力を“証拠”や“最終判断”にしない、ログを残す、誤り訂正プロセスを作る、などNIST AI RMF/OMB指針に沿った内部規程を整備します。<sup>47</sup>

## 長期（12～36か月）

- **商標×特許の統合運用**：USPTOが特許側でもAI検索支援を進める姿勢を示している以上、IP部門は「検索基盤」「監視」「データガバナンス」を共通化し、知財投資のROIを上げます。<sup>64</sup>
- **JPO導入を見据えた“二国間整合”**：日本では類似群コードが実務上重い意味を持つため、米国での“検索可能化設計”の学びを、日本では“誤りを許容しない半自動化”として翻訳する設計が要ります。<sup>65</sup>

avlist 政府AIガバナンスとUSPTOのAI運用に関する最近の報道と一次資料

urn25news26,urn30news50,urn30news42,urn30news47

- 
- 1 2 4 7 8 9 10 19 20 33 36 37 41 43 50 53 55 59 63 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/trademark-classification-goes-agentic-usptos-announcement-class-act-assistant>  
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/trademark-classification-goes-agentic-usptos-announcement-class-act-assistant>
- 3 12 56 61 <https://www.uspto.gov/trademarks/search/design-search-codes>  
<https://www.uspto.gov/trademarks/search/design-search-codes>
- 5 40 <https://www.uspto.gov/trademarks/fees-payment-information/summary-2025-trademark-fee-changes>  
<https://www.uspto.gov/trademarks/fees-payment-information/summary-2025-trademark-fee-changes>
- 6 21 22 58 65 [https://www.jpo.go.jp/e/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/ruijigun\\_cord\\_reidai.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/ruijigun_cord_reidai.html)  
[https://www.jpo.go.jp/e/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/ruijigun\\_cord\\_reidai.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/ruijigun_cord_reidai.html)
- 11 15 18 35 <https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2017/week52/TOCCN/item-452.htm>  
<https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2017/week52/TOCCN/item-452.htm>
- 13 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/glossary>  
<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/glossary>
- 14 42 <https://www.uspto.gov/trademarks/basics/goods-and-services>  
<https://www.uspto.gov/trademarks/basics/goods-and-services>
- 16 <https://arxiv.org/abs/2005.11401>  
<https://arxiv.org/abs/2005.11401>
- 17 32 38 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOHourTrademarkMarchSlides.pdf>  
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOHourTrademarkMarchSlides.pdf>
- 23 [https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji-kijun/ruiji\\_kijun12-2024.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji-kijun/ruiji_kijun12-2024.html)  
[https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji-kijun/ruiji\\_kijun12-2024.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji-kijun/ruiji_kijun12-2024.html)
- 24 44 60 <https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/>  
<https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/>
- 25 27 57 <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/status/cyakusyu.html>  
<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/status/cyakusyu.html>
- 26 [https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/jissityou-hyouka/2024/20250326\\_R7FYmokuhyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/jissityou-hyouka/2024/20250326_R7FYmokuhyo.pdf)  
[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/jissityou-hyouka/2024/20250326\\_R7FYmokuhyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/jissityou-hyouka/2024/20250326_R7FYmokuhyo.pdf)

28 29 34 39 62 <https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2024/week48/2024TPACAnnualReport.pdf>

<https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2024/week48/2024TPACAnnualReport.pdf>

30 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/tm-uspto-hour-trademarks-april-2025.pdf>

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/tm-uspto-hour-trademarks-april-2025.pdf>

31 <https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/trademark-quality-improves-inventory-falls-below-350000>

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/trademark-quality-improves-inventory-falls-below-350000>

45 64 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/opening-statement-director-squires-house-judiciary-oversight-hearing>

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/opening-statement-director-squires-house-judiciary-oversight-hearing>

46 47 49 51 52 <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/nist.ai.100-1.pdf>

<https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/nist.ai.100-1.pdf>

48 <https://tmng-al.uspto.gov/resting2/api/casedoc/cms/case/99423373/office-action/OfficeAction8276136.pdf>

<https://tmng-al.uspto.gov/resting2/api/casedoc/cms/case/99423373/office-action/OfficeAction8276136.pdf>

54 <https://www.wipo.int/en/web/classification-vienna>

<https://www.wipo.int/en/web/classification-vienna>